

福井市告示第 2 9 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり本市の町の区域を設定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、町の区域の設定の効力は、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 4 項後段の規定による東郷駅東部土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和 3 年 1 0 月 1 1 日

福井市長 東 村 新



次の区域を東郷美里町に設定する。

町	字	地 番
上毘沙門町	1 字 馬正面	6 0 から 6 2 まで 7 1 の 1 2 の一部 7 8 の 1 7 9 から 8 1 まで 8 2 の 1 8 2 の 2 8 3 の 1 8 3 の 2 8 4 から 8 8 まで 8 9 の 1 から 8 9 の 5 まで 9 0 の 1 9 1 の 1 9 2 の 1
小路町	1 字 北惣堀	1 1
	5 字 後口田	1 2 5 の 3 5 の 4 6 の 1 6 の 2 7 の 1 7 の 2 8 9 の 1 9 の 2 1 0 の 1 1 0 の 2 1 1 の 1 1 1 の 4 1 1 の 5 1 2 の 1 か ら 1 2 の 4 まで 1 2 の 6 1 3 の 1 1 3 の 2 1 3 の 4 1 3 の 5

	6字 上円道	1の1 1の2 2の1 2の5 2 の6 3の1 3の5 7から9まで
中毘沙門町	34字 呑吐	1の1 2の1 3の1 4の1 4 の3 5の1 6の1
これらの区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部		